

告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県越谷市大字恩間九百七十二番地 有限会社日本ユーエスケー

二 取消年月日

令和四年十一月三十日